

このお知らせはすべてのご家庭に配布しています。

平成29年 5月 8日

保 護 者 様

大阪市立梅香中学校

校長 渡部 公伸

平成29年度（2017年度）就学援助申請について

新緑の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

大阪市では、経済的な理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対して、必要な援助を行うことによって、すべての児童生徒が義務教育を円滑に受けられるようにする就学援助制度を設けています。援助を希望される方で、まだ申請されていない方は、申請区分・提出期限等ご確認の上、「就学援助申請書兼世帯状況票」を本校事務室までご提出ください。

申請区分・提出期限等

1. 一般1申請（税情報利用）

→ 申請理由①又は⑫のみ 提出期限：平成29年 5月15日（月）

- ・税情報を利用するに☑をつけ、世帯全員の意思を確認のうえ、同意印を押印してください。
- ・申請理由①又は⑫について、平成29年3月15日までに申告された内容での税情報利用により審査をおこないます。

2. 一般2申請（書類審査）

→ 申請理由①～⑫ 提出期限：平成29年 6月30日（木）

- ・すべての申請理由において、証明書類の添付が必要です。
- ・収入、所得を証明する書類は、世帯全員分必要です。

（平成11年4月1日以前に生まれた方全員の証明書類が必要です。）

◇「生計を一にする者」全員の所得を合算して審査することにより、控除対象配偶者や扶養親族になっている方については市民税・府民税が申告の場合、申告時の所得を審査対象所得としますが、未申告の場合は「市民税・府民税証明書」は発行されますが、所得金額の把握ができないため、その控除対象配偶者や扶養親族の方については所得を一律38万として所得審査を行うこととなりますのでご注意ください。生計を一にする世帯の所得合計額と、所得基準額を確認し、申告を行うことにより所得基準額以下になる場合は必ず市税事務所で申告を行ってください。

◇生活保護の適用の方は就学援助が認定されても就学援助費は支給されませんが、生活保護が廃止・停止になった場合、自動的に就学援助の方へ切り替わるため生活保護適用の方も就学援助の申請をお願いいたします。

なお、3年生で生活保護を適用されている場合、修学旅行費（実費分）のみ就学援助費から支給されますので、生活保護適用の方は必ず申請いただきますようお願いいたします。

提出書類

○平成29年度（2017年度）就学援助申請書兼世帯状況票

○証明書類（一般2申請の場合）

○入学準備学用品等購入申出書および領収書（原本）（1年生のみ）

※きょうだいが同一校に通学されている場合、就学援助申請書兼世帯状況票は1枚で提出してください。

<記入上の注意事項 等>

＊申請区分「早期」・「一般1」・「一般2」・「随時」のいずれかの区分を必ず囲んでください。

＊申請理由⑫の方は《特別な事情》の該当する事由の□に「✓」をつけてください。

また《住宅の形態》の持家か借家等のどちらかを○で囲んでください。「借家等」の場合は賃貸契約書などの添付が必要となります。

＊「離婚」・「解雇等・倒産・廃業により失業」に該当される方はその年月日も記入してください。

また「解雇等」の場合は雇用保険受給資格者証に記載されている離職理由コードを記入してください。その他に「✓」をつけた方は、その事情を具体的に記入してください。

＊収入・所得を証明する書類は、世帯全員分必要です。

（平成11年4月1日以前に生まれた方全員の証明書類が必要です。）

＊申請理由①・④・⑤・⑧・⑫で申請者がひとり親家庭の場合は、ひとり親家庭であることを証明する書類が必要となりますので併せてご提出をお願いします。

（必要書類については就学援助制度のリーフレットをご参照ください。）

＊申請用紙を含む就学援助制度のリーフレットは2月初旬頃に配付されています。

書き損じ等で新しい申請用紙が必要な場合は中学校事務室までご連絡ください。

提出方法

保護者の方が持参または郵送にてご提出ください。

（受付時間：平日 午前8時30分～午後5時）※保護者の方が持参される場合は、訂正が必要な場合に備え印鑑も併せてご持参ください。

このお知らせに関してご不明な点やご相談がございましたら、下記までご連絡ください。

大阪市立梅香中学校（事務室）： 電話（代表）06-6462-2171

住所（郵送先）〒554-0021 大阪市此花区春日出北3-12-24

教育委員会事務局学校経営管理センター事務管理担当（就学援助グループ）： 電話 06-6575-5654